

令和7年6月24日の大雨により被害を受けられた皆さまへ

被災された皆さまに対し、心からお見舞い申し上げます。

令和7年6月24日の大雨により、甑島の里地区、上甑地区では多くの被害が発生しました。被災された方々に、復旧や生活支援のための制度をご案内します。

※被害の状況に応じて、各種制度を受けられる場合がありますので、**まずは甑島振興局（電話2-0001）**へお気軽にご相談ください。

1 市税、手数料などの免除・減免について

(1) 市税の減免

土地、家屋などの固定資産や家財、農作物について、被害の状況に応じて市税の減免措置を受けられる場合がありますので、ご相談ください。

税	災害による被害の内容	担当課
個人市県民税 国民健康保険税	死亡あるいは障がい者となった場合	税務課市民税G
	所有する住宅または家財が被害を受けた場合	
	収穫すべき農作物が被害を受けた場合	
固定資産税	土地・家屋などの固定資産が被害を受けた場合	税務課土地G 税務課家屋G

(2) 水道料金、下水道使用料の減免 【担当課】水道局経営管理課企画業務G

床上、床下浸水被害を受けた住家および店舗などの給水契約者に対し、水道料金および下水道使用料2カ月分の基本料金を含む料金の2分の1を減免します。

なお、円滑に減免手続きを行うために、被害者台帳を基に市で手続きを行います。そのため、契約者の減免申請の手続きは不要です。また、対象者には8月中旬頃に減免についてのお知らせ文を送付します。

(3) し尿汲取り助成制度 【担当課】環境課廃棄物政策G

大雨水害により浸水された世帯のし尿汲取料金の一部助成を行っています。

※「汲取り式便槽」が対象となります。

(4) 介護保険料の減免 【担当課】高齢・介護福祉課介護指導G

家屋などの資産について、被害の程度により介護保険料の減免措置を受けられる場合がありますので、ご相談ください。

(5) 国保・医療費の一部負担金の免除 【担当課】保険年金課国保G

家屋などの資産について、被害の程度により国民健康保険の被保険者が医療機関を受診する際に、医療費の一部負担金の免除を受けられる場合がありますので、ご相談ください。

(6) 後期高齢者医療保険料の減免・医療費の一部負担金の免除

【担当課】保険年金課高齢者医療G

家屋などの資産について、被害の程度により後期高齢者医療保険料の減免措置を受けられる場合があります。また、後期高齢者医療制度の被保険者が医療機関を受診する際に、医療費の一部負担金の免除を受けられる場合がありますので、ご相談ください。

2 災害ごみの処理について 【担当課】環境課廃棄物政策G

「災害ごみ仮置場」については、7月6日（日）まで受入れ可能となります。

※災害に起因するごみ以外（漁網・ロープ・浮き）は持ち込まないようご協力をお願いします。

7月7日（月）以降の「災害ごみ」につきましては、環境課廃棄物政策Gへお問い合わせください。

また、上甕島一般廃棄物中継施設（旧上甕島クリーンセンター 電話3-2940）へ持ち込まれる場合、搬入前に電話連絡してください。

※災害廃棄物搬入手数料免除（受付で「大雨災害ごみ」と申し出てください。）

3 り災証明書などの発行について 【担当課】社会福祉課企画総務G

災害により家屋などに被害を受けた方が、保険金の支給や融資などの手続きに必要な「り災証明書」を発行します。本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）及び被害箇所が分かる写真をお持ちください。

※ り災証明申請書は市ホームページからもダウンロード可能です。

※ 被災状況の調査を受けていない場合、り災物件が所在している自治会長の確認が必要です。詳しくはお問い合わせください。

4 事業者への融資制度について 【問合せ先】薩摩川内市商工会里支所（3-2664）

薩摩川内市商工会が融資制度等を紹介しています。

5 その他の制度について

(1) 床上・床下浸水被害住家への見舞金【担当課】社会福祉課企画総務G

被災された方で、床上浸水など被災状況により、見舞金を支給します。

(2) 市営住宅への入居 【担当課】建築住宅課住宅管理G

災害によりその住居に居住することが困難な場合で、市営住宅への入居を希望される方は、一定の条件で入居できます。

- ・住宅使用料、敷金は免除となります。
- ・共益費、水道光熱費は利用者負担です。
- ・原則、入居は3カ月までですが状況に応じて最大1年まで更新可能です。

(3) 市単独農地災害復旧補助 【担当課】耕地林務水産課耕地G

公共災害復旧事業の適用を受けない農地（田、畑、果樹園等）の災害に係る復旧工事費の一部を補助します。

補助金の区分	対象者	補助金の額	備 考
農地に係る崩土除去や流出した農地の埋め戻しなど農地機能の復旧工事	農地の所有者または受益者	工事費が ①25,000 円以上 75,000 円未満の場合 25,000 円を控除した額 ②75,000 円以上の場合 2/3 の額（上限 267,000 円）	災害を受けた土地の復旧工事

交付申請前の事前着工および自らの手間と労力をもって行った自力復旧については、この制度による補助事業とは認められませんので十分ご注意ください。

(4) 特別災害復旧補助 【担当課】下記の表の担当課

公共災害復旧事業などの対象とならない民有地などのうち、自治公民館などの敷地や宅地などの土砂、がれき、樹木などの除去や埋め戻しの工事をする場合、その経費の一部を補助します。

補助金の区分	対象者	補助金の額	備考	担当課
自治公民館などの敷地の崩土などの除去または災害予防工事	自治公民館などの管理者	工事費が ①75,000 円未満の場合 25,000 円を控除した額 ②75,000 円以上 300,000 円	隣接地などから流入、または隣接地などへ流出した土砂、がれき、樹木などの除去および埋め戻しを行うための工事	コミュニティ課 コミュニティG
宅地に係る民有地の崩土などの除去または災害予防工事	所有者または借地権者	以下の場合 2/3 の額 ③300,000 円を超える場合 200,000 円	※災害予防工事は樹木のみ対象です。	道路河川課 建設管理G
共同墓地の崩土などの除去または敷地復旧	共同墓地の管理者	工事費が ①3,000,000 円以下の場合 工事費の 2/3 の額 ②3,000,000 円を超える場合 2,000,000 円 ③75,000 円未満の場合は対象外	災害を受けた土地の復旧工事。ただし、共同墓地は5世帯以上のものに限る。	環境課 生活環境G
共同墓地の崩壊による墓石または墳墓式納骨堂の移設用地などの取得	所有者	取得費が ①150,000 円以下の場合 取得費の 2/3 の額 ②150,000 円を超える場合 100,000 円	5世帯以上の共同墓地における墓石または墳墓式納骨堂に係るものに限る。	

交付申請前の事前着工および自らの手間と労力をもって行った自力復旧については、この制度による補助事業とは認められませんので、十分ご注意ください。